

中村司法書士事務所/姫路 報酬・費用 概算表 (消費税別)

成年後見関連

成年後見申立	申立書作成	100,000円～ (被後見人の資産総額による) 推定相続人 1人毎3,000円加算											
	実費	2～3万円 (申立印紙・郵券・戸籍謄本等) 医師の鑑定必要時は鑑定費用 (5～10万円) 必要											
	選任された後見人の報酬は別途かかります。(本人の財産から支払い) (親族後見人の場合報酬無い場合もあり。職業後見人の場合、財産額事務量に応じ裁判所が決定)												
任意後見契約 (公正証書作成)	契約作成	50,000円～											
	実費	公証人手数料 任意後見契約のみ 約25,000円～30,000円程度。 任意後見及び委任契約両方 約45,000円程度											
	判断能力無くなった時の 後見監督人選任申 立書作成	80,000円～ (被後見人の資産総額による) 推定相続人 1人毎3000円追加 +申立実費2～3万円 (申立印紙・郵券・戸籍謄本等) 医師の鑑定必要時は鑑定費用 (5～10万円) 必要											
	後見人報酬例 (個別契約) 詳細別途	資産額3000万円以下 月3万円～ 資産額5000万円以下 月4万円～ 資産額 1億円以下 月5万円～ 1億円を超える時5万円+ 1億円までごとに1万円追加 (事務内容により減額・加算あり 不動産売買等別途) ※ 親族等がなる場合当事者の合意 (無報酬も可)											
任意代理 委任契約	契約作成	30,000円～											
	財産管理受任報酬	定額報酬 月額2万円～ (資産額に応じ下記のとおり。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産額</th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2万円～</td> </tr> <tr> <td>3千万円以下</td> <td>3万円～</td> </tr> <tr> <td>5千万円以下</td> <td>4万円～</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>5万円～</td> </tr> <tr> <td>1億円超えるとき</td> <td>基準額月額5万円+ 1億円まで毎に1万円加算。</td> </tr> </tbody> </table> ※ 不動産処分・賃貸借及び管理・修繕・増改築・解体 融資利用・施設入所契約等 別途	資産額	月額報酬	1千万円以下	2万円～	3千万円以下	3万円～	5千万円以下	4万円～	1億円以下	5万円～	1億円超えるとき
資産額	月額報酬												
1千万円以下	2万円～												
3千万円以下	3万円～												
5千万円以下	4万円～												
1億円以下	5万円～												
1億円超えるとき	基準額月額5万円+ 1億円まで毎に1万円加算。												
見守契約	契約作成	30,000円～											
	見守期間報酬 (個別契約)	基本報酬月額5,000円～、訪問面談報酬 1回 1万円											
死後事務委任契約	契約作成	50,000円～											
	死後事務報酬	事務の内容に応じる											